

## [事案 2019-40] 延滞保険料利息免除請求

・令和元年 11 月 29 日 裁定終了

### <事案の概要>

失効してから復活するまでの間の延滞保険料に対する利息の支払いは不当であるとして、当該利息分の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 26 年 5 月に親が自分を被保険者として逡増定期保険を契約し、2 年分の年払保険料を支払っていたが、親の死亡に伴い、平成 27 年 6 月に契約者を自分に変更した。平成 28 年 7 月に契約は失効したが、延滞保険料 3 年分に利息を加算した合計額を支払ったことによって、平成 30 年 9 月に本契約は復活したものの、平成 31 年 3 月に解約した。しかし、以下の理由により、失効してから復活するまでの間の延滞保険料に対する利息相当額を返してほしい。

- (1) 契約時、募集人からは、保険料は 2 年据置きで 5 年後の解約・返戻ができると説明を受けていた。
- (2) ①契約者の名義変更手続きをした時、②失効・復活の文書が保険会社から届いた後に募集人と面談した時、③復活手続きの時、のいずれにおいても募集人から延滞保険料に対する利息に関する説明はなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険料および利息については、書面および口頭で説明を行っている。
- (2) 約款において、失効した場合は延滞保険料とともに利息を支払うことになっており、本方案でも約款に基づく対応をしている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に延滞保険料に対する利息についての説明義務違反があったとは認められなかったこと等から、保険会社において損害賠償を支払うべき不法行為が存在するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。